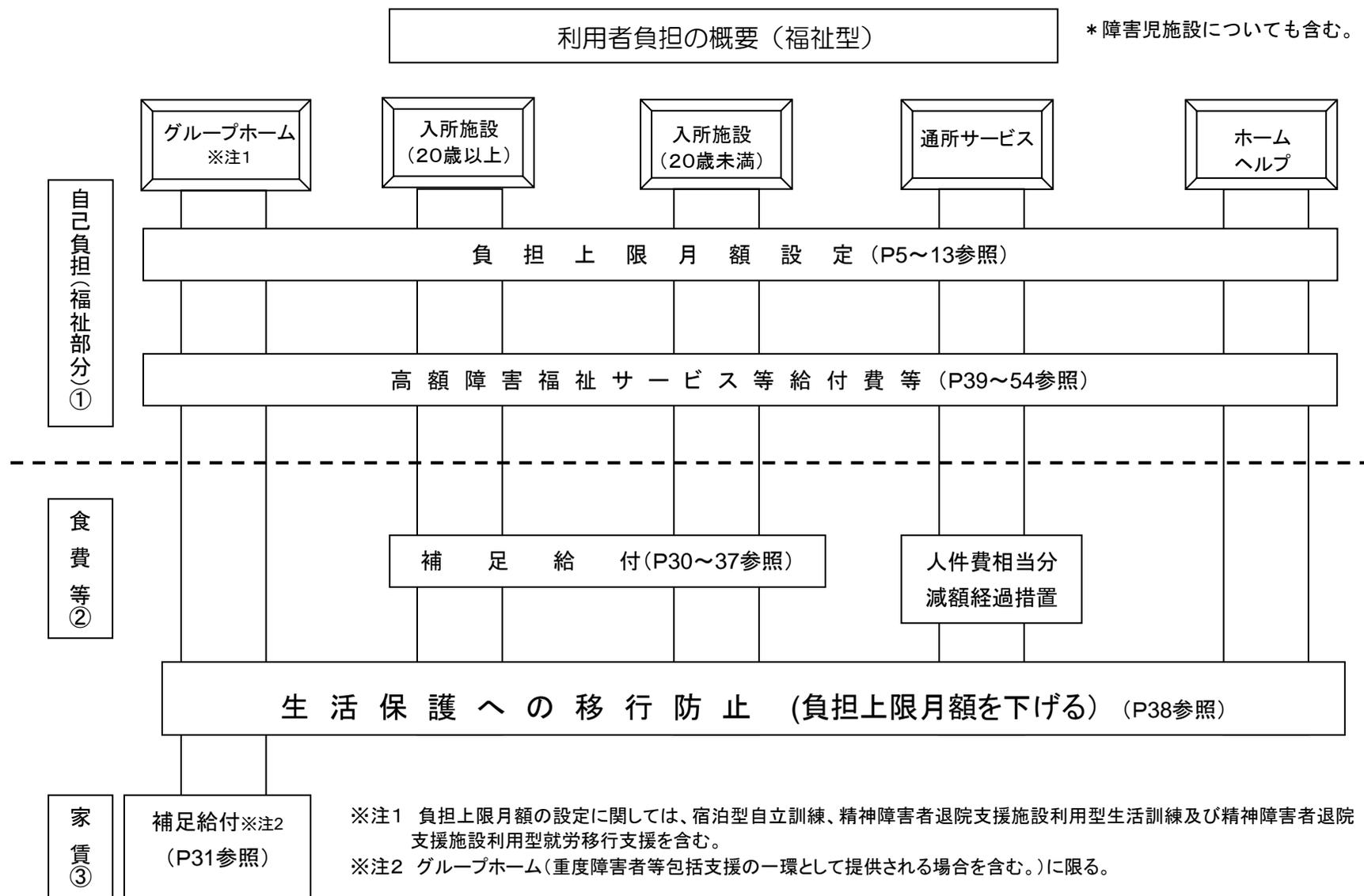
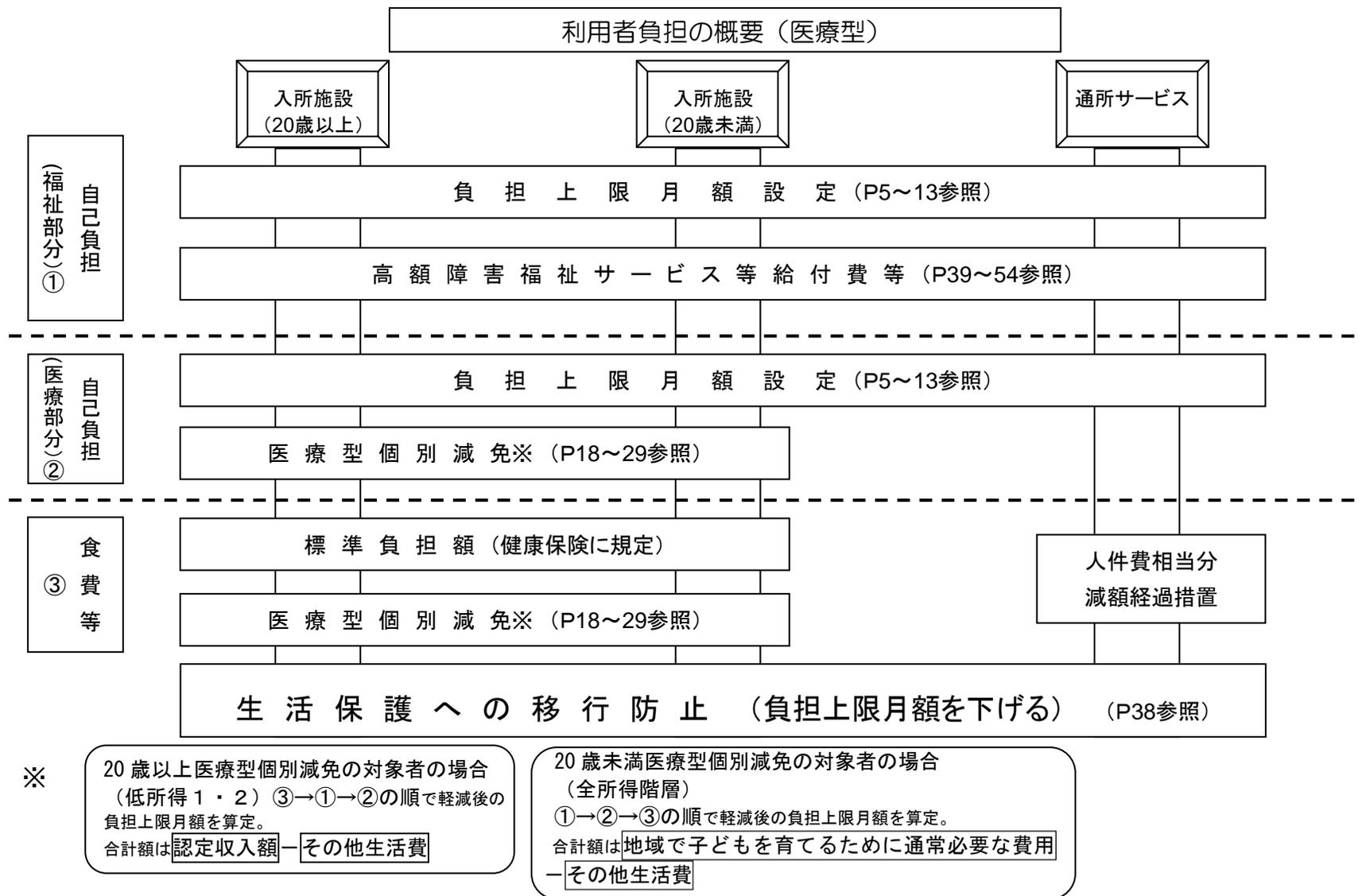


障害福祉サービス・障害児通所支援等の 利用者負担認定の手引き

【令和元年7月版】

Ver. 13





* 療養介護については医療型障害児入所施設と同じ仕組み。

(MEMO)

目 次

序. 利用者負担の概要について（図表）	1
第1. 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について	5
1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について	5
2 18歳以上の者が放課後等デイサービスと障害福祉サービスとを併用する場合の取扱いについて	17
3 医療型個別減免について	18
4 補足給付の認定について	30
第2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について	38
第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について	39
1 高額障害福祉サービス等給付費等の算定の原則	41
2 高額障害福祉サービス等給付費等の算定の特例	43
3 高額障害福祉サービス等給付費等の償還の流れについて	54
第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について	55
1 新高額障害福祉サービス等給付費等の対象者	55
2 新高額障害福祉サービス等給付費の申請及び支給の決定について	59
3 新高額障害福祉サービス等給付費の計算例	62
4 【参考】新高額障害福祉サービス等給付費様式例	65
第5. 新高額障害福祉サービス等給付費と生活保護制度における介護扶助との併給調整	67
1 両制度の適用関係について	67
2 代理受領支払いによる新高額障害福祉サービス等給付費の取扱い	67
3 【参考】代理受領に係る委任状例	69
第6. 高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について	70
1 併給調整の原則	70
2 重複支給分の取扱いについて	71
3 併給調整の計算例	76
4 【参考】代理受領に係る委任状例	80

第1 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について

1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について

- 所得区分の設定の際に低所得1の区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村及び都道府県（以下「市町村等」という。）の事務負担を考慮し、税情報を基本とする。

さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

(1) 【具体的な区分の算定方法】

- 利用者負担の上限月額については、利用者本人（支給決定保護者）の属する世帯（※）の収入等に応じて、以下の5区分に設定する。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第17条、児童福祉法施行令（以下「児令」という。）第24条及び第27条の2に規定。なお、療養介護医療については、令第42条の4第1項、肢体不自由児通所医療については児令第25条の13第1項、障害児入所医療については児令第27条の13第1項に規定。）

(※) 平成20年7月に実施した世帯の範囲の見直しにより、障害者（施設に入所する20歳未満の者を除く。以下「世帯見直し対象者」という。）である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者としている。生活保護に係るものを除き、以下、このマニュアルにおける「世帯員」「世帯全員」等の用語を含む「世帯」について同じ。

- ① 生活保護・・・生活保護受給世帯（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い。）

生活保護世帯の考え方については平成20年7月に行った世帯の範囲の見直しは適用せず、従前のおりである。

このため、例えば障害者本人のみの所得を勘案すれば低所得1に該当する場合であっても、生活保護受給世帯である場合は当該区分に該当する。

② 低所得１・・・市町村民税世帯非課税者(注)であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間 80 万円以下である者

具体的には、以下のア及びイのいずれにも該当する者であること。

ア) 市町村民税世帯非課税者

イ) 以下の a～c の合計額が年間 80 万円以下である者

a 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額

(合計所得金額がマイナスとなる者については、0 とみなして計算する)

b 所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額

c その他厚生労働省令で定める給付

- ・ 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（以下「法律第 34 号」という。）第 1 条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- ・ 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第 34 号第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- ・ 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第 34 号第 5 条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 32 条第 1 項の規定による障害一時金
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 56 条第 1 項の規定による障害一時金
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ・ 平成 24 年一元化法附則第 78 条第 3 項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- ・ 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統

合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 16 条第 4 項に規定する移行農林共済年金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第 6 項に規定する移行農林年金をいう。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第 25 条第 4 項各号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とするもの

- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
- ・ 国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
- ・ 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の規定による福祉手当

③ 低所得 2 ・ ・ 市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの

④ 一般 1 ・ ・ 市町村民税課税世帯に属する者のうち、ア又はイに該当し、かつ、市町村民税所得割額(※)が 16 万円(障害児及び 20 歳未満の施設入所者にあっては 28 万円)未満のもの

ア 居宅で生活をする者

居宅で生活をする者(グループホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。以下同じ。)

イ 20 歳未満の施設入所者

20 歳未満の者であって、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設等に入所又は入院している者(以下「20 歳未満の施設入所者」という。)

なお、市町村民税所得割額については、申請者の属する世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計額とする。また、当該額は、地方税法に規定する標準税率で計算された税額とし、自治体が標準税率によらない税率で課税している場合は、標準税率で計算した税額により判断すること。

※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」(地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2)及び「寄附金税額控除」(地方税法第 314 条の 7)による税額控除前の市町村民税所得割額で判定を行うこととする。

⑤ 一般 2 ・ ・ 市町村民税課税世帯に属する者のうち、④に該当しないもの

(注) 市町村民税世帯非課税者・・・その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度（障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者又は当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯に属する者

- 障害福祉サービス（療養介護を除く。）、障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。）及び障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関で提供される場合を除く。）を利用する場合については、市町村民税非課税世帯に属する者であれば、利用者本人（支給決定保護者）の収入にかかわらず、負担上限月額が0円となるため、「低所得1」及び「低所得2」（以下「低所得」と総称する。）を区分する必要はない。

したがって、この場合については、市町村民税の課税状況が分かる資料をもって所得区分を「低所得」と設定して差し支えない。

- 療養介護、医療型児童発達支援及び障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関で提供される場合に限る。）を利用する場合については、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る利用者負担が発生することを踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者について、利用者本人（支給決定保護者）の年収を把握し、「低所得1」又は「低所得2」の区分を設定すること。

- 所得区分認定は、就学前の障害児の発達支援の無償化（以下「無償化」という）の対象となる児童を養育しているか否かにかかわらず行うこと。

(2) 【手続き等】

- 障害者等の申請により、どの区分に該当するか市町村等が認定する。（申請がなければ、基本的に⑤の世帯に該当するものとみなす。）

現在すでに障害福祉サービス等を利用している障害者等については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

※ 負担上限月額の申請と支給決定の申請は別の申請であるが、市町村等の事務の便宜上、支給決定の申請様式と負担上限月額の申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。

- 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法に基づき、市町村等が必要な情

報について調査を行うことは可能であるが、円滑に事務を行うため、申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等について調査同意を取る取扱い等を行うことは差し支えない。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や年金事務所等に確認する。

① 利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料

- ・ 市町村の証明書（利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税の状況）
- ・ 生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等

② 利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況が分かる資料

- ・ 年金証書の写し、振込通知書の写し
- ・ 特別児童扶養手当等の証書の写し

※この場合、通帳の写しの添付を強制するものではないことを申し添える。

○ 上記①の資料のみで、所得区分が設定できる場合は、上記②の資料の提出を求める必要はない。ただし、施設入所者に係る補足給付を受ける場合については、本人の収入を把握する必要があることに注意すること。

○ 世帯の範囲については支給決定を受けた者（障害者又は障害児の保護者）が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。

→ 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出を求める等により世帯の範囲の確認を行う必要がある。

ただし、施設に入所する20歳未満の障害者又は障害児（以下「20歳未満入所障害者等」という。）については、市町村民税非課税かどうかの認定は保護者等の当該20歳未満入所障害者等を監護する者の属する世帯として認定を行う。

○ 負担上限月額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回支給決定月に、直近に把握した所得状況に基づき負担上限月額を認定する。

ただし、市町村等の判断により必要に応じて利用者負担の見直しを行うことは差し支えない。

○ 世帯員の構成等、世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届出をしてもらう。負担上限月額の変更の必要があれば、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日から変更すること。

失業等により前年から大幅に収入が変動している場合等については、障害者

総合支援法第 31 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 11 及び第 24 条の 5 の規定により、障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号及び第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる額から、障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 2 号、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号及び第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる額の範囲内で市町村等が定めた額を控除して介護給付費等を支給することができる。

なお、障害者総合支援法第 31 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 32 条において、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者本人及び配偶者で判断することとする。

(3) 【未申告者の取扱いについて】

- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者（以下「未申告者」という。）については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出するよう促すこととする。
- ただし、当分の間は、利用者の所得状況の把握に関する市町村等の事務量が増えることから、市町村民税世帯非課税者であると市町村等が判断可能な場合等については、未申告であることをもって市町村民税世帯非課税者であるとみなす取扱いをすることができることとする。
- なお、未申告者については、合計所得金額が確定できず、収入が 80 万円以下であることの確認がとれないため、低所得 2 として取り扱うことが原則と考えられるが、市町村等の判断により、当該未申告者を低所得 1 とみなす取扱いをする場合は、障害基礎年金 1 級を受給する者とのバランスを失うことがないよう、当該未申告者の収入状況等を十分に確認した上で取り扱うよう留意されたい。

(4) 【負担上限月額について】

I 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分		負担上限月額
生活保護		0 円
低所得	低所得 1	0 円
	低所得 2	
一般 1	居宅で生活する障害児	4,600 円
	居宅で生活する障害者及び 20 歳未満の施設入所者	9,300 円
一般 2		37,200 円

(※) 無償化対象の児童であるか否かにかかわらず、受給者証の「負担上限月額」欄には、所得区分に応じた負担上限月額を記入すること。ただし、無償化対象の児童については、受給者証の「特記事項欄」に、無償化対象であること及びその対象期間を付記すること。

- 同一の保護者（一般1の所得区分に属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。

なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用される。

II 就学前の障害児の発達支援の無償化について

① 対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（※）が無償化の対象となる。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となる。

(※) 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとする。

② 対象となる期間

満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学まで（※）とする。

(※) 学校教育法第18条に基づき就学義務の猶予となった児童については、猶予期間の最終日又は猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象とする。ただし、猶予期間最終日又は猶予取り消し日が月の初日の場合は、当該月の初日から無償化対象ではなくなることに留意すること。

III 障害児通所支援に係る多子軽減措置適用後の負担上限月額

① 対象者

(a) 以下の者（以下「小学校就学前児童」という。）が二人以上いる通所給付決定保護者

- i 障害児通所支援を利用する小学校就学の始期に達するまでの障害児
- ii 以下の施設に通う小学校就学の始期に達するまでの児童
 - ・ 幼稚園
 - ・ 特別支援学校の幼稚部
 - ・ 保育所
 - ・ 情緒障害児短期治療施設
 - ・ 認定こども園

- iii 特例保育又は家庭的保育事業等による保育を受ける児童
- (b) 市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く。）に属し、以下の者（以下「負担額算定基準者」という。）が二人以上いる通所給付決定保護者
 - i 通所給付決定保護者の児童で通所給付決定保護者と生計を一にする者
 - ii 通所給付決定保護者に監護されていた児童で通所給付決定保護者と生計を一にする者
 - iii 通所給付決定保護者及びその配偶者の直系卑属で通所給付決定保護者と生計を一にする者（i 及び ii の者を除く。）

② 負担上限月額

(a)の場合

以下のアからウまでの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額を負担上限月額とする。

	障害児	算定額
ア	小学校就学後の障害児小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 10/100 ※ただし、無償化対象児童の場合は 0/100
イ	アを除く小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 5/100 ※ただし、無償化対象児童の場合は 0/100
ウ	ア及びイ以外の障害児	0

(b)の場合

以下のアからウまでの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額を負担上限月額とする。

	障害児	算定額
ア	小学校就学後の障害児小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 10/100 ※ただし、無償化対象児童の場合は 0/100
イ	小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 5/100 ※ただし、無償化対象児童の場合

	算定基準者以外の者が1人である場合に限る。) 小学校就学前負担額算定基準者のうち2番目の年長者(全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。)	は0/100
ウ	ア及びイ以外の障害児	0

IV 療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般(一般1・2)	40,200円

多子軽減のイメージ(aの場合)

